

小松市要保護準要保護児童生徒就学援助費交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、経済的理由により就学困難と認められる児童及び生徒の保護者又は翌年度に小松市立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）へ入学する予定の新入学児童及び生徒の保護者に対する援助（以下「就学援助」という。）について必要な事項を定め、もって就学援助事務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(就学援助を受けることができる者)

第2条 この要綱により就学援助を受けることのできる者は、小松市立小学校又は中学校に在学する児童及び生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、新入学児童生徒学用品等準備費については、翌年度に小松市立小学校又は中学校へ入学する予定の新入学児童及び生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 前年度又は当該年度において、次のいずれかに該当する者
 - ア 生活保護法に基づく保護の停止者又は廃止者
 - イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定に基づく市町村民税の非課税者
 - ウ 地方税法第323条の規定に基づく市町村民税の減免者
 - エ 地方税法第72条の62の規定に基づく個人事業税の減免者
 - オ 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免者
 - カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条又は第90条に基づく国民年金保険料の減免者
 - キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定に基づく国民健康保険税の減免者又は徴収猶予者
 - ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の受給者
 - ケ 生活福祉資金の貸付を受けている者
 - コ 日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
 - サ 職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者

シ P T A会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者

(3) 前2号に掲げる者のほか、小松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要があると認めた者

(就学援助の対象となる費用)

第3条 就学援助は、次に掲げる費用の全部又は一部に対して行うものとする。

(1) 学用品費及び通学用品費

(2) 新入学児童生徒学用品費等準備費

(3) 新入学児童生徒学用品費等

(4) 校外活動費（宿泊を伴わないもの）

(5) 校外活動費（宿泊を伴うもの）

(6) 修学旅行費

(7) 学校給食費

(8) 医療費

(9) 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金

(10) オンライン学習通信費

2 前項第2号の費用に係る就学援助を受けた者は、当該就学援助を受けた次の年度において、同項第3号の費用に係る就学援助を受けることができない。

3 生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている者については、第1項第6号、8号及び第9号の費用に係る就学援助に限り受けることができる。

(申請)

第4条 就学援助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度、就学援助費受給申請書を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。ただし、前条第1項第2号の費用に係る就学援助を受けようとする者は、就学援助受給申請書（新入学児童生徒学用品等準備費）を指定期間内に教育委員会に提出することができる。なお、申請書の様式と指定期間については、別に定める。

2 第2条第1号に該当する者については、公簿の確認により申請に代えることができる。

第5条 削除

(認定)

第6条 教育委員会は、就学援助の認定をしたときは、校長及び申請者に通知するものとする。

(追加認定)

第7条 年度途中の追加認定については、申請に基づき、随時認定するものとする。

(異動報告)

第8条 校長は、就学援助の認定を受けた者（以下「認定者」という。）に年度途中で生活形態等に異動があった場合は、教育委員会にこれを報告しなければならない。

(支給の額)

第9条 就学援助費の支給額（以下「就学援助費」という。）は、予算の範囲内で別表に定めるとおりとする。

(支給の方法)

第10条 就学援助費（第3条第1項第8号及び第9号の費用に係るものを除く。）は、認定者の指定する口座に振り込むものとする。ただし、認定者に直接支給することにより、児童及び生徒の就学に支障が生ずる場合は、認定者から委任を受けた校長を通じて、認定者に支給することができる。

2 第3条第1項第8号の費用に係る就学援助費は、教育委員会が医療機関に直接支払うものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事業があると認めた場合は、この限りでない。

3 第3条第1項第9号の費用に係る就学援助費は、教育委員会が独立行政法人日本スポーツ振興センターに直接支払うものとする。

(目的外使用の禁止)

第11条 就学援助費の支給を受けた者は、当該就学援助費をその給付の目的以外の目的に使用してはならない。

(認定の取消し)

第12条 教育委員会は、認定者が前条の規定に違反したとき、就学援助を必要としなくなったとき、又は虚偽その他不正の申請をしたときは、就学援助の認定を取り消すことができる。

(返還)

第13条 教育委員会は、前条の規定により就学援助の認定を取り消したときは、既に給付した就学援助費の全部又は一部を返還させることができる。

(所得調査等の協力要請)

第14条 教育委員会は、就学援助の認定に際して必要があるときは、申請者の同意を得て

税関係情報及び児童扶養手当受給状況の調査をし、関係機関の協力を求めることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。